

理 由

最近における内外の経済情勢等に対応するため、個別品目の関税率の見直し、許可を受けないで輸出入する等の罪等に係る罰則の引上げ、暫定関税率の適用期限の延長等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。